

地域包括ケアシステム構築に向けた多摩区の地域づくり支援業務仕様書

1 委託事業名

地域包括ケアシステム構築に向けた多摩区の地域づくり支援業務

2 業務目的

川崎市においては、超高齢社会が進展する中で、高齢者だけではなく、障害者や子ども、子育て中の親など、すべての市民を対象とした地域包括ケアシステム構築に向けて平成 27 年 3 月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、平成 30 年度から、第 2 段階の「システム構築期」として、令和 7（2025）年度に向けて、「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」を推進している。

このうち、多摩区における「地域づくり」については、地区社会福祉協議会の区割りを参考に 5 地区（登戸地区、菅地区、中野島地区、稲田地区、生田地区）に分けて地域づくりを進めている。菅地区では、支え合いの地域づくりに向けて、様々な個人・団体がつながり、困り事・やりたいことなどの思いを共有できる体制・しくみを作ることを目指し、令和 4 年度から「地ケアつながりプロジェクト～TeamSUGÉ～（以下「プロジェクト」という。）に取り組んでいる。その中で、地域をより豊かにするために、地区内の様々な活動団体や場所などの地域資源を把握し、新たなつながり、新たな取組が生まれる環境・きっかけをつくる「地ケ算※」を創出した。「地ケ算」の創出の過程で、地域住民や団体の自発的な意見交換や助け合いが見られたことから、「地ケ算」は、各地区における支え合いの地域づくりを効果的に進めていく上で有用であると考えている。

本業務は、「地ケ算」を他地区でも導入するために必要なプログラムの企画・運営支援や各地区における地域づくりに関するアドバイザー業務を行うものである。

※地ケ算

「地域包括ケアシステム」と「かけ算」を掛け合わせた「プロジェクト」で生まれた造語。「プロジェクト」で把握した地域資源を、既存の取組に少しかけ合わせることで、取組が豊かになるアイデア。
（別紙「実施要領」2の多摩区の地域づくり（5地区の取組紹介）のURL参照）

3 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

(1) 業務実施プロセス等の全体企画

業務目的を踏まえ、効果的な実施プロセスと円滑なスケジュール等を検討・整理する。

(2) 5 地区（登戸地区、菅地区、中野島地区、稲田地区、生田地区）合同検討会の運営支援

ア プログラム企画立案の支援

「地ケ算」を他地区でも導入するための検討を行うことを目的に、地域ケア推進課及び地域支援課等の職員を対象に開催する 5 地区（登戸地区、菅地区、中野島地区、稲田地区、生田地区）合同検討会（2 回程度、各回 30 名程度）の企画立案を支援すること。

支援にあたっては、プログラム、運営手法、講師等を提案すること。

イ 5 地区（登戸地区、菅地区、中野島地区、稲田地区、生田地区）合同検討会の運営支援等

4（2）アにおいて提案した運営手法に伴う当日運営業務等を行うこと。なお、当日資料の作成及び講師を招く場合の謝礼の支払いは受注者が行い、会場の確保、参加職員の集約及び各グループのファシリテーターが必要な場合の用意は発注者が行う。

(3) 5 地区（登戸地区、菅地区、中野島地区、稲田地区、生田地区）における地域づくりに関するアドバイザー業務

4（2）の実施を踏まえ、各地区の地域づくりにおける取組について、5 地区の担当職員（地域ケア推進課及び地域支援課等）から計 10 回程度相談を受け、内容に応じて助言・他都市の好事例の情報提供・調査等を行うこと。なお、各地区の基礎情報について、事前に各地区の取組内容や地区カルテ等により把握するものとする。

アドバイザー業務の担当する者の配置基準は、自治体が発注する「地域づくり関係業務」（業務例：地域包括ケアシステム構築に向けた住民ワークショップの企画・運営、地域包括ケアシス

テム構築に向けた地域マネジメントの企画・運営など)の業務実績が直近5年間のうち2件以上あること。

5 成果物

成果物は次のとおりとする。業務報告書は、発注者が加工・編集することが可能なファイル形式のデータ及び報告書形式で納品する。

- (1) 業務報告書 1部
- (2) 上記の電子データ 一式

6 その他

(1) 経費の負担

業務に必要な経費が生じる場合は、受注者の負担とする。

(2) 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、受注者は、成果物等のすべてについて、データでも納品し、発注者は業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(3) 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

(4) 個人情報の保護、秘密の保持等

受注者は、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこととする。また、受注者が委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知り得た業務上の資料又は知識を第三者に漏洩することは禁止する。

なお、本業務完了後も同様とする。

(5) その他

この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。